

# 学校給食センター「ぱくぱくセンター」 個別施設計画



令和7年2月

令和7年3月改定

阿見町

# 第1章 計画の概要

## 1-1. 計画策定の背景

全国の自治体では、過去に建設された公共施設等がこれから大量に大規模改修や建て替えの時期を迎えることが懸念され、人口減少により公共施設等の需要が変化することが想定されています。そこで、総務大臣より各自治体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組むよう、通知が発出されました。

阿見町においても、1970年代から1980年代における急激な人口増加に伴い、公共施設の建設、道路や上下水道などのインフラ整備が行われ、今後、建物の大規模改修や建て替え、舗装や配水管等の更新が必要となってくることが予測されます。

これらの課題を解決するためには、町の公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図らなくてはなりません。そこで、町の公共施設等の計画的な管理及び最適な配置に関する基本的な方針を定めるため、平成29年3月に「阿見町公共施設等総合管理計画」が策定されました。

公共施設等総合管理計画においては、計画の実効性を高めるため、順次、「個別施設計画」を策定するものとされています。

本計画は、「阿見町公共施設等総合管理計画」に定める方針を踏まえ、令和2年2月に策定し、5年ごとに見直しを行っていくこととしているため、令和7年3月に改定を行いました。

## 1-2. 対象施設

本計画では『学校給食センター「ぱくぱくセンター」』の建物を対象とします。

## 1-3. 計画期間

上位計画である公共施設等総合管理計画の計画期間は、大規模改修や更新のサイクルとなる「40年間」を見通した基本方針であり、「10年ごと」に見直しを行うとされています。

個別施設計画は、建物の長寿命化及び大規模改修を見据えた具体的かつ中長期的な計画とするため、計画期間を「10年」とし、5年ごとに見直しを行います。

## 1-4. 計画の構成

本計画は、本編（対策の優先順位の考え方等）と別紙「中長期保全計画」（対策内容・時期・費用等）の2部により構成します。



## 1-5. 計画の位置づけ

---

町では、まちづくりの方向を示す町の最上位計画として第7次総合計画を令和6年3月に策定しています。さらに、第7次総合計画で定められた施策を実施するための具体的な事業を位置付ける「3か年実施計画」を策定しており、ローリング方式で毎年度見直しを行っています。この3か年実施計画は予算編成の指針としての役割も有しており、各公共施設・インフラ等に関する個別の修繕に関する計画についても、中長期保全計画を基本として3か年実施計画の検討の中で調整を行います。

また、町では、一人ひとりのニーズに沿った、質の高い町民サービスを創り続けていくため、「人材、資産、財源、情報」を最大限活用し、これまで以上の「質を高める改革」を推し進めるとして、「行政経営方針」を策定しています。

行政経営方針に示された主な取り組みとして「公共施設等の計画的な管理及び統合・廃止」を行うものとしています。

## 1-6. 進行管理

---

### ① 3か年実施計画要求

- ・担当課は中長期保全計画に基づき、後述の優先項目を勘案した上で、今後3年間で実施する修繕内容について3か年実施計画への要求を行います。
- ・企画担当課は、3か年実施計画の全体の中の優先順位から、必要に応じて営繕担当課と協議の上、実施する修繕内容について精査します。3か年実施計画は、町政の基本方策を審議策定する庁議において決定します。
- ・3か年実施計画の決定後、担当課及び営繕担当課は中長期保全計画の修正・更新を行い、3か年実施計画と中長期保全計画との整合を図ります。

### ② 修繕の実施

- ・3か年実施計画および当該年度の予算に基づき、担当課は工事に関する発注や契約の事務を行い、修繕を実施します。必要に応じて営繕担当課に支援を仰ぎ、工事の施工管理を行います。

### ③ 修繕内容の記録、評価

- ・竣工後は、竣工検査を行い、施工内容について評価を行います。
- ・修繕の内容は施設管理台帳に記録し、個別施設計画の見直しの際に反映させます。

## 第2章 施設の概要

### 2-1. 施設設置の背景と目的

学校給食センターは、児童及び生徒の心身の健全な発達に資すること、及び児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすことを目的に設置されました。また、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的としています。

- ・根拠法：学校給食法第6条
- ・根拠条例：阿見町立学校給食センターの設置、管理及び運営等に関する条例（昭和47年6月29日条例第11号）

### 2-2. 施設の役割と利用状況

学校給食センターは、町の学校教育施策のなかで心身の健全な発達と食に関する正しい理解を推進する役割を担っています。利用状況としては、1日約4,700人の給食を提供しています。

#### 1. 学校給食事業

- ・対象者：町内7箇所の小学校、3箇所の中学校及び3箇所の保育所
- ・内容：給食の提供
- ・実施時期：4月～翌年3月
- ・利用者数：約4,700人（令和5年度）

### 2-3. 建物の概要

- ・学校給食センター  
総延床面積：2,891.87 m<sup>2</sup>  
(1階 2,115.07 m<sup>2</sup>、2階 776.80 m<sup>2</sup>)  
整備費用：1,129,527千円（財源：文部科学省 学校施設環境改善交付金 103,468千円）  
建築年：2012年（H24）

建物名	給食センター
建築年	2012年(H24)
築年数(2025年3月時点)	13年
構造	鉄骨造
耐震補強	不要
延床面積(m <sup>2</sup> )	2,891.87

## 第3章 個別施設の状態等

### 3-1. 施設管理台帳の整備

大規模修繕等の履歴について、施設管理台帳として記録します。

#### 3-1-1. 給食センターの大規模修繕履歴

2025.3

工事種別	最新実施年度	内容
建築 構造		
建築 屋根		
建築 外部		
建築 建具		
建築 内部仕上		
電気 受変電		
電気 電力		
電気 電力貯蔵・発電		
電気 通信・情報		
電気 通信・情報(防災)		
機械 空調設備		
機械 換気設備		
機械 給排水設備	2024(R6)	2020年:蒸気ボイラ缶体更新 2024年:ピット内蒸気配管(往配管)更新
機械 衛生設備		
機械 消火設備		

※修繕内容が部分的なものは最新実施年には反映していない。

### **3-2. 点検・診断の方針**

---

法定点検に加え、各項目の点検を1年に一度行い、各部の機能や劣化・損耗の状態をあらかじめ調査し、不良個所の早期発見を図ります。不良箇所が発見された部分については、修繕の必要性について検討し、中長期保全計画の中で実施時期を整理します。また、詳細な診断が必要と認められる部分については、専門家による診断を実施します。

### **3-3. 給食センターの点検結果**

---

別紙「調査報告書」参照

## 第4章 管理の方針

公共施設等総合管理計画では、「平成 29 年度以降の 30 年以内に、町の公共施設の延床面積を平成 26 年度末時点から 20%削減し、面積の適正化を進める」とされています。給食センター施設については、「長寿命化を図る」とされています。

中長期保全計画の作成においては各設備等の耐用年数及び修繕履歴に基づき実施時期を検討することになりますが、限られた財源の中ですべての修繕を行うことは困難であるため、他施設の修繕事業と合わせて実施年度の調整が必要となります。その判断基準として、目標使用年数や施設の特性、利用実態などを踏まえて、対策の優先順位を設定するものとします。

### 4-1. 阿見町公共施設等総合管理計画における基本的な方針

阿見町公共施設等総合管理計画では、給食センター施設の基本的な方針として下記のようにまとめています。

- 現行の施設及び運営方法を維持する。
- 計画的な修繕・改修、予防保全を行うことで長寿命化を図る。

### 4-2. 施設の方針

給食センター施設は児童生徒の心身の健全な発達と、食育の推進を図るという役割を担っていることから、計画的な修繕、改修、予防保全を行うことで長寿命化を図り建物を長期的に活用していきます。

### 4-3. 使用目標年数

給食センター施設は、鉄骨造により、2012 年（H24）に建てられ、13 年が経過しています。

施設の長寿命化を図り、別紙中長期保全計画により計画的な修繕を行うことで、建物は 80 年間（2092 年まで）使用することを目標とします。

### 4-4. 対策の優先順位に関する基本的な考え方

対策の優先順位については、安心安全な給食提供の確保に係る修繕を最優先とし、事故の防止に努めます。

外壁の塗装については他の項目と合わせて修繕することが効率的と考えられます。

内装・建具については、経常的な維持修繕費で対応します。

#### 4-5. 給食センターにおける対策の優先順位

対策の優先順位を設定するため、前述の基本的な考え方に基づき「重要度」を評価します。

また、中長期保全計画に基づいた計画的な修繕を行う項目と、事後保全により経常的な維持修繕費で対応可能な項目を「計画／事後」の欄で整理します。

これら重要度や施設の状態を踏まえ、「対策の優先順位」を高・中・低の3段階で設定します。

【2012年竣工／建物使用目標年：2092年】

2025.3

項目	評価	施設の状態			計画/ 事後	優先 順位	備考
	重要度	耐用 年数	修繕履歴	耐用年数 残年数			
建築 構造(鉄骨造)	高	80	未	67	-	低	
建築 屋根(金属板・塗膜防水)	中	30	未	17	計画	低	
建築 外部(複層仕上)	中	20	未	7	計画	高	
建築 建具	低	40	未	27	事後	低	
建築 内部仕上	低	40	未	27	事後	低	
電気 電力	中	25	未	12	計画	低	
電気 受変電	高	25	未	12	計画	中	
電気 通信・情報	低	20	未	7	計画	低	
電気 通信・情報(防災)	高	25	未	12	計画	中	
機械 空調設備	低	20	未	7	計画	中	
機械 換気設備	低	30	未	17	計画	低	
機械 給排水設備	中	25	一部	12	計画	高	2020:ボイラ缶体更新 2024:蒸気往配管更新
機械 衛生設備	中	25	未	12	計画	低	
機械 消火設備	高	25	未	12	計画	中	

##### ※耐用年数の超過している項目の修繕に関する考え方

本計画の策定時点において更新周期を超過している項目については、上記の優先順位に基づき、今後10年間を目安に平準化した上で計画的に修繕を行うよう中長期保全計画に載せるものとします。最終的には、毎年度策定する3か年実施計画の中で、他施設の修繕事業と合わせて実施年度を調整することとなります。

#### 4-6. 対策の内容・実施時期・費用

給食センター施設の営繕について、別紙中長期保全計画の通り実施していくこととします。なお、実施にあたっては、毎年度策定する3か年実施計画の中で、他施設の修繕事業と合わせて実施年度を調整した上で予算化します。

問い合わせ

阿見町教育委員会 学校給食センター

〒300-0331 茨城県稲敷郡阿見町阿見 5272 番地

電話：029-887-1430